

青森県理学療法士会定款細則

1. 会務の運営に関する項

- 1) 会長は、会務運営のため各局・部及び委員会を置く。
- 2) 会長は、理事の中から各局長を定め、理事会の承認を得るものとする。
- 3) 各部の部長及び、各委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。部長は部員を、委員長は委員をそれぞれ選任し、会長が委嘱する。
- 4) 会長が必要と認めるときは、部長、委員長に対して理事会への出席を求めることができる。
- 5) 各局・部及び委員会の分掌事項は別に定める。
- 6) 会長は、必要に応じ、理事会の承認を得て部・委員会を設置又は、解散することができる。

2. 学術活動等に関する項

- 1) 青森県理学療法士学会は、毎年1回開催し、会員の研究発表の場とする。
- 2) 研修会・講習会は、随時開催する。
- 3) 学術等に関する企画・運営は、学術局に一任することができる。
- 4) 上記学術活動等には、会員以外の参加を認めることができ、また他団体との共催もできる。

3. 表彰に関する項

- 1) 学術活動や士会活動に功労のあった会員の表彰を行う。
- 2) 表彰は、学術奨励賞・功労賞・その他とする。
- 3) 表彰対象者の選考を行うため、常設委員会として表彰委員会を設ける。
- 4) 表彰委員会は、5名とし、この中に学術局長を含む。
- 5) 委員は、理事会において選任し、委員長は互選とする。
- 6) 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 7) 学術奨励賞の選考方法は、委員会に一任する。
- 8) 社団法人 日本理学療法士協会協会賞候補者についても表彰委員会で選考する。
- 9) 各対象者の選考方法及び、表彰内容については、委員会に一任する。

4. 会費に関する項

会員は、次の会費を毎年6月15日までに納入しなければならない。

日本理学療法士協会	11,000円
青森県理学療法士会	12,000円
計	23,000円

- 1) 新入会員は、入会月にかかわらず、全額納入とする。

入会金	5,000円
日本理学療法士協会	11,000円
青森県理学療法士会	12,000円
計	28,000円

但し、免許取得年度に入会する者に限って、会費割引制度が適用になる。

入会金	5,000円
日本理学療法士協会	5,000円
青森県理学療法士会	10,000円
計	20,000円

- 2) 他県理学療法士会からの転入会員は、次の規定にしたがって納入するものとする。

- ① 旧所属士会でその年度の士会費をすでに納入済みの場合は、その年度は徴収しない。
- ② 旧所属士会で未納の場合は、転入月に関わらず全額納入とする。

5. 選挙に関する項

- 1) 役員選挙は、定款第22条に基づき、この規定により行う。
- 2) 選挙を行うために、総会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。
- 3) 選挙管理委員は、3名とする。
- 4) 委員は、総会において選任し、委員長は互選とする。
- 5) 選挙管理委員は、次の業務を行う。
 - ① 選挙の告示
 - ② 立候補、及び推薦立候補届け書の受理、資格審査、候補者氏名の告示
 - ③ 投票、及び開票の管理と当選の確認
 - ④ 総会に選挙の結果を報告
 - ⑤ その他選挙管理に必要な事項
- 6) 選挙管理委員の任期は、選出された時から2年間とする。
- 7) 選出する役員は、定款第22条に基づいて理事4名以上15名以内（会長、副会長を含む）、監事2名とする。
- 8) 理事、監事に立候補しようとする者、又は推薦しようとする者は、青森県理学療法士会の会員でなければならない。
- 9) 名誉会員・特別会員には、選挙権・被選挙権はない。
- 10) 役員に立候補しようとする者は、下記の様式〈様式1〉をもって選挙管理委員会へ届け出るものとする。
- 11) 役員を推薦する場合は、3人の推薦をもって、本人の了解を得た上で、〈様式2〉に従い選挙管理委員会に届け出るものとする。

- 12) 選挙管理委員が候補者となった場合は、当該候補者は選挙管理委員を辞退しなければならない。後任は、定款第15条-(7)の規定にかかわらず理事会で選出し、任期は前任者の残任期間とする。
- 13) 選挙の告示は、総会の60日前より始め、14日間で立候補の受け付けを締め切る。
- 14) 選挙管理委員会は、告示にかかわる広報を作製し、投票前に会員に配付しなければならない。
- 15) 候補者は、選挙にあたり宣伝を行うことができる。宣伝の方法は、選挙管理委員会に一任する。
- 16) 選挙は、総会において行う。
- 17) 選挙の方法は、会員の直接投票により行う。
- 18) 候補者が定数と同数の場合並びに定数の範囲内の場合は、信任投票とする。
- 19) 投票方法は、選挙管理委員会に一任する。
- 20) 開票は、総会にて行う。
- 21) 開票にあたり選挙管理委員長は、総会出席者の中から2人の立会人を指名し、開票経過の監督を依頼する。
- 22) 投票中、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。
 - ① 所定の用紙を用いないもの
 - ② 定数を越えて氏名を記載したもの
 - ③ 候補者以外の氏名を記載したもの
 - ④ 氏名の確認が不能なもの
 - ⑤ 所定の記載要領によらないもの
 - ⑥ その他、委員会が無効と判定したものの
- 23) 当選者は、それぞれ有効投票を得たものから高点順に定める。信任投票の場合は、有効投票の過半数をもって信任とする。
- 24) 選挙の結果は、総会において選挙管理委員会より報告する。

- 25) 定款第26条-(3)に定める補欠役員の選出は、以下のとおりとする。
 - ① 補欠役員は、前任者役職選挙における次点者とする。
 - ② 次点者の得票数が同数の場合は、社団法人日本理学療法士協会登録会員番号順に選出する。
 - ③ 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - ④ 次点者がいない場合は、新たに選出する。選出方法は、理事会において決定する。

6.支部に関する項

- 1) 青森県内を青森、津軽、八戸、西北五、上十三、下北の6支部に区分する。各支部に所属する市町村は下記の通りとする。
 - ・青森支部 青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村
 - ・津軽支部 弘前市、黒石市、平川市、板柳町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、西目屋村
 - ・八戸支部 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
 - ・西北五支部 五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、鶴田町
 - ・上十三支部 十和田市、三沢市、七戸町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
 - ・下北支部 むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 2) 各支部に、その会務を統括する支部長を置く。
- 3) 支部長は会長の許可を得て理事会に出席し意見を述べることが出来る。
- 4) 支部は本会の目的を達成するために定款第4条の事業を行う。

(様式1)

立候補届け出書 平成 年 月 日

青森県理学療法士会 選挙管理委員長殿

役職名

氏名

生年月日

所属施設名

上記の通り立候補いたします。

立候補者氏名

印

(様式2)

推薦立候補届け出書 平成 年 月 日

青森県理学療法士会 選挙管理委員長殿

役職名

推薦者氏名

生年月日

所属施設名

上記の通り本人の了解を得て推薦いたします。

推薦人氏名

印

氏名

印

氏名

印

上記の通り推薦を受け立候補することを了承いたしました。

立候補者氏名

印